

第4章

タイの裁判制度改革の現状と課題

はじめに

タイにおける司法制度改革の原点は、19世紀末に近代化政策の下で行なわれた裁判所機構の再編と法典編纂に求めることができる⁽¹⁾。1891年に司法省が創設され、それまでさまざまな省庁の下に分散していた裁判所が司法省の下に統合された。裁判所制度の再編とともに西欧近代法をモデルとした法典の編纂も着手され、日本人を含む「お雇い外国人」⁽²⁾の協力を得て、刑法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、民商法典などの主要な法典が20世紀初頭までに制定された。法制度の近代化が、欧米諸国と締結した不平等条約（領事裁判権、関税自主権）を撤廃し、「文明国」として当時の国際社会に参加する（独立を維持する）ための条件とされたものであったことは、日本の経験と類似しているといえる。

裁判制度の基礎を築いたこの近代化政策から約100年を経た現在において、タイにおいても裁判制度の抜本的な改革が進められつつある。1990年代はタイにおいて政治面でも経済社会面でも大きな変化が生じた時期であり、それに対応して裁判制度に求められる改革も制度の根幹にかかわる重要なものとなっている。

多様な裁判制度改革が同時進行的に行なわれているが、その主要な原動力となり改革に方向性を与えているのは、1990年代の政治改革とその成果たる1997年タイ王国憲法⁽³⁾である。軍が反政府デモを行なう民衆に発砲した92年

5月の流血事件によって、タイの現代史を特徴づけてきた軍の政治支配の後退は決定的なものとなった。流血事件以降、民主化の進展と議会政治の安定のための「政治改革」が唱えられ、統治構造の改革が議論された。1997年憲法は、「人民による憲法制定」をスローガンに、全国での公聴会と憲法制定議会での半年にわたる審議の末に制定されたものであり、裁判制度を含む統治機構のさまざまな改革が行なわれた⁽⁴⁾。憲法裁判機関として常設の憲法裁判所を設置したほか既存の司法裁判所とは独立の行政裁判所が新たに設置されたことで、タイの裁判制度は二元的なシステムへと移行した⁽⁵⁾。また、選挙委員会、国家人権委員会、国会オンブズマン、会計検査委員会、国家不正防止摘発委員会などの憲法上の機関も新設され、裁判所とともに政治・行政の公正・透明性・効率性を確保するため、多元的な監視・統制のメカニズムを形づくっている。特に政治家・公務員による汚職、不正行為の防止・摘発のため、資産公開制度や弾劾手続が憲法に定められた点は注目できる（憲法第10章「国家権力行使の審査」）。このほかに、人権保障の強化のための刑事手続に関する規定や、裁判の独立の確保のための規定が整備された。これらの改革は、いわばマクロな視点から裁判所の役割を定義し直そうとするものであるといえよう。

新憲法による改革は主として政治改革・民主化を背景とするものであるのが、経済発展や経済のグローバル化は裁判制度改革を促すもう一つの要因となっている。経済発展に伴う訴訟数の増加への対応はタイの司法制度にとって重要な課題である。裁判所と裁判官の数の増加が試みられてきたが、現在では、特定紛争に特化した専門裁判所の設置や、調停などの裁判外紛争解決制度の整備が試みられている。

1980年代後半から順調に発展を続けてきたタイ経済は、97年の経済危機によって大きな打撃を受け、世界銀行・IMFその他のドナーの支援を受けながら、経済再建と中長期的な経済構造改革を行なっている。この改革のなかで紛争処理制度の改善が重視されたことは興味深い。たとえば、危機後にまず着手された倒産法制改革では、98年に破産法改正により会社更正手続が導入されたほか、99年には破産・会社更正事件に専属的管轄権を有する破産裁

判所の設置が行なわれた。民事訴訟手続法典改正による少額事件や調停等に関する規定が整備されたほか、現在も世界銀行等の支援の下で裁判所による調停プログラムの整備が進められている。

以上のように改革の内容や具体化の程度は多様であるので、タイの裁判制度改革の現状と課題を明らかにするためには、次のように二つに分けて考察するのが有益と思われる。第I節では、民主化に伴う統治構造の再設計の一部として1997年憲法に基づく裁判制度改革の全体像を整理する。第II節では、紛争の急増と複雑化への司法裁判所の対応に焦点をあてながら、司法裁判所の基本的な枠組みと特質を整理することとする。

I 1997年憲法と裁判制度

タイの裁判制度改革は、1997年憲法の大きなデザインのなかでまず捉える必要がある。憲法による改革は、(1)国民の政治参加の拡大、(2)人権保障の強化、(3)政治、行政の公正、透明性、効率性の確保の三つに大きく整理することができる。このうち特に裁判制度が関係するのは、(2)と(3)の側面である。憲法による裁判制度改革は、次の四つに整理することができる。

- (1) 憲法裁判所および行政裁判所の設置
- (2) 憲法第10章「国家権力行使の審査」手続の導入と裁判所の関与
- (3) 裁判の独立
- (4) 刑事司法改革

以下、それぞれの内容について概観する。

1. 憲法裁判所と行政裁判所の設置

- (1) 憲法裁判所

タイでは、かつては最高裁判所（司法裁判所）が違憲審査権を行使した

事例もあったが⁽⁶⁾、その後の憲法は憲法裁判機関として「憲法裁判官委員会」をおいていた。これは、最高裁長官、検事総長、国会議長などを職務上の委員とするアドホックな機関であり、これまであまり活用されてこなかった。1997年憲法は、憲法裁判機関として常設の憲法裁判所を新たに設置した。

従来の憲法では憲法裁判官委員会は独立の章とされていたのに対して、新憲法では憲法裁判所に関する規定は、第8章「裁判所」のなかにおかれている。第8章の構成は以下のとおりである。

第8章 裁判所

第1節 総則

第2節 憲法裁判所

第3節 司法裁判所

第4節 行政裁判所

第5節 軍事裁判所

「裁判所」には憲法裁判所が含まれるが、このような構成の意義は、憲法裁判の主権および王権との関係を明確にした点であると思われる。憲法3条は、「主権は国民に由来し、元首たる国王が国会、内閣および裁判所を通じてこれを行使する」と定め、また、憲法233条は、訴訟の審理および裁判は裁判所の権限であり、憲法および法律に従い、かつ「国王の名において」これを行なわなければならないと定めている。憲法裁判所の審決も国王の名において行なわるのであり、実際の審決では「国王の名において」という文言が付されている。なお、8章1節の総則は憲法裁判所にも適用されると解されるが、総則には刑事事件にのみ適用される規定などもあり、各規定の内容によって適用の範囲を判断することになるよう思われる。

憲法裁判所は、15人の常任の裁判官によって構成される。裁判官の構成は、最高裁判所裁判官から5人、最高行政裁判所裁判官から2人、法律学の有識者5人、政治学の有識者3人である（憲255条）⁽⁷⁾。憲法裁判所長官は裁判官の互選による（憲255条②）。有識者からの裁判官の選出は、憲法によっ

て設置される憲法裁判所裁判官選出委員会によって行なわれる。同委員会は、最高裁長官を委員長とし、法学部長4人、政治学部長4人、政党代表4人で構成される（憲257条）。裁判官の任命は国王によって行なわれ、上院議長が副署者となる（憲255条③）。憲法裁判所裁判官の任期は9年で再任が認められない（憲259条）。

憲法裁判所の合議体は9人以上とされる。憲法裁判所の審決は終局的であり、国会、内閣、裁判所および他の国家機関を拘束する（憲268条）。

憲法裁判所の権限は、憲法に基づくもの（15カ条）と、政党法によるものがある。憲法裁判所の主な権限としては次のようなものがある。

- ① 国会が可決しかつ首相が国王の裁可のため上奏していない法律案または憲法付隨法案の違憲審査（憲262条）⁽⁸⁾
- ② 下院、上院または両院の議事規則の違憲審査（憲263条：262条準用）
- ③ 裁判所の具体的事件において裁判所または当事者によって法律の合憲性が問題にされた場合に当該法律の違憲審査（憲264条）
- ④ 憲法上の諸機関の間の権限職務に関する問題の裁定（憲266条：当該機関または国会議長が申立）
- ⑤ 国會議員の資格要件等の喪失を理由として議員資格が終了したことの確認（憲96条）
- ⑥ 資産公開についての違反による政治職の罷免に関する事件（憲295条②）

憲法裁判所は、1998年から活動を開始し、2001年末までに約170の審決を行なうなど、従来の憲法裁判官委員会に比べて積極的な活動を行ない、1997年憲法の具体化に貢献してきた。しかしながら、最近ではいくつかの問題点が出ている。たとえば、タクシン首相の資産公開虚偽報告疑惑事件では、2001年8月の審決で憲法裁判所は資産隠蔽工作が故意ではなく無罪であるという判断を示した。有罪判決を受けた場合、首相は罷免され公職就任が5年間禁止されると定められていた。理由づけの公表が遅れたことや類似の事件との判断基準の違いが指摘され、汚職・不正の防止のため精緻なメカニズム

を定めた憲法の趣旨を損なうものであると批判された。また、行政裁判所で扱うべき事件も憲法裁判所が受理しているという批判があり、憲法改正で憲法裁判所の管轄を明確にすべきだという議論がある。

(2) 行政裁判所

行政裁判所は、行政機関と私人との間の紛争を解決し、行政機関の不当な行為や活動によって被害を受けた私人を救済する制度である。訴訟を通じて行政の適法性の統制を行なうことが目的である。

タイの行政裁判所の特徴はフランス法をモデルとし、司法裁判所とは独立の裁判所系統とされたことである。この背景には、タイ公法が歴史的にフランス法の影響を強く受けたことがある。半世紀以上前から行政裁判所の設置が議論されてきたが、当時はフランスの干渉を避けるため行政裁判所の設置は見送られ、代わりに法制委員会（英文名称：Council of State）の下に不服申立委員会が設置された。この委員会は、行政機関の行為等にかかる行政機関と私人との間の紛争について裁定を行なってきた。委員には大学公法学者やリタイアした公務員（局長経験者など）が任命され、フランス行政裁判所をモデルとした組織・手続を採用していた。同委員会の審決は首相に対する勧告としての効果しかもたなかつたが、行政機関に対する影響力は少なくなく年間に50～100件程度の審決を行なっていた。

公法学者・法制委員会によって行政裁判所設置が何度も提案されてきた。1974年憲法で最初に行政裁判所の設置が定められたが、その後の政治状況によって実現しなかった。1991年憲法が95年に改正された際に行政裁判所の設置が再び明記された。しかしながら、行政裁判所の性格をめぐって、法制委員会の下に設置する案と司法裁判所とする案とが対立した。結局、司法裁判所からも法制委員会からも独立させるということで決着し、1997年憲法で具体化されることとなった。

行政裁判所は、最高行政裁判所と初審行政裁判所の二審制である。憲法上は、控訴行政裁判所を設置することができると定められているが、現在は

設置されていない。初審行政裁判所は、①中央行政裁判所（バンコク）と、②地方行政裁判所に分かれる。初審行政裁判所は、全国に16カ所が設置されることになっている。最高行政裁判所および中央行政裁判所は、2001年3月9日から活動を開始し、チェンマイ行政裁判所は同年6月30日から活動を開始している。法制委員会事務局の一部が行政裁判所事務局として再編された。

行政裁判所が司法裁判所とは独立とされたことの最も重要な意味は、「行政裁判所裁判官」という法律家集団が新たに形成された点である。行政裁判所裁判官の募集は、2000年から行なわれた。行政裁判所で採用された裁判官には、大学の公法学教授や省庁の法規課長クラスの法律家などが含まれている。ただし、採用された者の多くは裁判官としての経験がなく、訴訟運営や裁判官としての能力・倫理の確立のための研修が行なわれており、不服申立委員会を主導してきた大学公法学者などが裁判官としても中核的な役割を担っている。

行政裁判所は活動を開始したばかりであり、権限等に関して未解決の論点も多い。たとえば、行政機関と私人との間の仲裁判断に関する事件について行政裁判所が権限を有するかが議論されている。後述するいくつかの専門裁判所（司法裁判所に含まれる）では、行政機関の決定に関する事件を管轄するものがあるが、これら事件は行政裁判所の権限外とされている。なお、司法裁判所、行政裁判所および他の裁判所の間で管轄権に関する問題が生じたときは、憲法裁判所ではなく、憲法によって設置される特別の委員会によって裁定される。この委員会は、最高裁判所、最高行政裁判所、他の裁判所の長官と4人以下の有識者で構成される（憲248条）⁽⁹⁾。

2. 「国家権力行使の審査」と裁判所

憲法第10章「国家権力行使の審査」は、政治家・公務員らの汚職、不正行為の防止のための精緻なメカニズムを定めている。その内容は、(1)資産公開

制度、(2)弾劾制度、(3)政治職在任者刑事手続の三つに分かれる。調査等を担当する機関として、国家不正防止摘発委員会が設置されている（第10章2節）。以下、弾劾制度と政治職在任者刑事手続について説明する。

(1) 弹劾制度

弾劾制度は、不正行為等を行なった一定の公務員を、国家不正防止摘発委員会の調査・報告に基づき、上院の現有議員総数の3分の2以上の多数決によって罷免するものである（憲303条、307条）。この手続の対象となるのは以下の公務員である。司法機関の公務員も広く対象となっている。

- ① 首相、大臣、下院議員、上院議員、最高裁判所長官、最高行政裁判所長官、憲法裁判所長官、検事総長（憲303条1項）
- ② 選挙委員、国会オンブズマン、憲法裁判所裁判官および会計検査委員（憲303条2項1号）
- ③ 裁判官、検察官、または上級の職にある者。これは、不正防止摘発に関する憲法付隨法で定める（憲303条2項2号）

罷免の理由となるのは、①異常な富裕、②職務に対する不正の疑い、③公職・公務に対する違反の疑い、④司法上の職務・公務に対する違反の疑い、⑤憲法もしくは法律に反する権力の濫用である。

弾劾決議の申立権者は、①現有議員総数の4分の1以上の下院議員、②5万人以上の有権者、③上院議員の罷免については、4分の1以上の上院議員（憲304条）である。国家不正防止摘発委員会が、容疑に理由があると認める決定を行なったときは、当該公務員の職務を停止させる効果を有する（憲305条）。これに基づき上院の罷免決議が出されると、当該公務員は当該決議の日から罷免され、かつ5年の間、政治職または公務に就くことが禁止される（憲307条③）。

(2) 政治職在任者刑事事件

首相などの公職にある者が一定の犯罪を行なった場合に、通常の刑事手続

ではなく、政治職在任者刑事事件として、最高裁判所に設置される政治職在任者刑事事件部に対して訴追される。

刑事訴追の対象となるのは、首相、大臣、下院議員、上院議員および他の政治的公務員である。かかる者が、①異常な富裕、②刑法典上の公職・公務に対する罪、または③他の法律に定める職・職務に対する罪もしくは職に対する不正を行なったときは、事件部が専属的に審理および裁判を行なう（憲308条）。

同事件部は、最高裁裁判官のなかから最高裁裁判官会議における秘密投票によって事件ごとに選出される9人の裁判官によって構成される（憲272条②）。訴追は、国家不正防止摘発委員会、最高検察によって行なわれる。犯罪による被害者も同委員会に対して申立てを行なうことができる（憲309条）。事件部は、国家不正防止摘発委員会の調査結果のほか、自ら捜査、証拠調べを行なうことができる。事件部の判決および命令は終局的である（憲311条②）。同事件部の権限・手続は、1999年政治職在任者刑事事件に関する憲法付隨法によって定められている。

3. 裁判の独立

(1) 司法省と司法裁判所の分離

上述のように新憲法は多元的な裁判制度をおき、複雑なチェック・アンド・バランスの仕組みを創出しているが、こうしたメカニズムが機能するための条件として、裁判の独立を確保するための制度整備も行なっている。

従来、司法裁判所は司法省に帰属し、司法省が司法裁判所の事務局として機能してきたが、新憲法によって司法裁判所と司法省の分離が行なわれた。憲法275条は、司法裁判所の事務を行なう機関として、最高裁長官に直属する司法裁判所事務総長を長とする独立の司法裁判所事務局を設置すると定める。この規定は、司法省と司法裁判所の分離を定めたものと解されている。実際の分離は、2000年8月20日付で実施され、これにともない司法行政につ

いて司法大臣や司法次官の権限とされていた事項が、最高裁長官、司法裁判所事務総長へと変更されるなど、司法行政の改革が進められている。

ただし、この分離が司法裁判所に与えた変化は実際にはそれほど大きいものではないことは留意すべきであろう。第1に、従来も実質的には司法の独立は確保されていたことである。司法省のポストは裁判官によって独占されていたほか、裁判官の任免等については最高裁長官を委員長とする司法委員会の承認が必要とされていた⁽¹⁰⁾。第2に、実際の分離にあたっては庁舎と司法省の多くの部局が司法裁判所事務局にそのまま移転されたからである。むしろ、分離によって影響を受けたのは、人的・物的資源と権限を大きく失った司法省であったといえる。

行政裁判所についても、最高行政裁判所長官に直属する行政裁判所事務総長が指揮監督する独立の行政裁判所事務局が設置されている（憲280条）。

（2）裁判官の身分保障

裁判の独立の最も中心的な内容は、裁判官⁽¹¹⁾の人事に関する独立性の保障であり、憲法に定めがある。

憲法は、裁判官の任命・退任は国王によって行なわれる（憲251条）。裁判官の異動は、①法律に定める任期による異動、②昇進、③懲戒中、④刑事事件における被告となった場合を除いて、本人の同意を必要とする（憲249条）。⑤裁判官は、政治的公務員または政治職在任者との兼職は禁止される（250条）。

司法裁判所の裁判官の任命および退官は、司法裁判所司法委員会の承認を得て、国王に上奏される（憲273条）。また、裁判官の異動、昇給、および懲罰も司法委員会の承認を必要とする（憲273条②）。司法裁判所司法委員会は、最高裁長官を委員長とし、各審級ごとに4人選出される司法公務員（=裁判官）、ならびに上院によって選出される有識者2人によって構成される（憲274条）。同委員会の権限・手続については、2000年司法裁判所司法系公務員法で定められている。なお、「司法系公務員」とは、①司法公務員、②司

法ダト⁽¹²⁾、③司法裁判所公務員に分かれる。司法公務員とは、事件を審理し裁判する権限を有する公務員をいい、裁判官はすべて司法公務員である。司法裁判所公務員は、裁判官以外の司法裁判所の職員をいう。

他方、行政裁判所についても同様の裁判官人事にかかる規定がおかれている。行政裁判所の裁判官の任命等は同様に行政裁判所司法委員会の承認が条件とされている（憲277条）。行政裁判所司法委員会の構成は、長官（委員長）、裁判官9人および上院の任命する有識者2人で構成される（憲279条）。

裁判官の身分保障のため、2000年司法裁判所司法系公務員法では、裁判官の報酬が大幅に増加された。行政裁判所裁判官の報酬についても同様の水準が定められた。検察官等の給与水準についても引上げが行なわれた。

（3）裁判官の独立

憲法249条は、審理および裁判においては裁判官は独立であり、職位に従った指揮監督に服さないことが明記されている（同②）。また、事件ファイルについて、裁判官への分配は法律の定める準則に従って行なわれなければならず（同③）、訴訟の審理・裁判の正義に影響を与える場合を除いて、事件ファイルの返還や移転を求ることはできないと定める（同④）。

4. 刑事司法に関する憲法規定

上述の諸改革が裁判所と行政機関その他の国家機関との関係に関するものであったのに対して、刑事司法に関する改革は、裁判所、検察、警察など司法機関に対して実務の大幅な改善を求めるものとなっている。人権保障は司

法の重要な役割であるが、司法手続とくに刑事司法は刑罰など国家の強制力の行使が直接的に関係するものであり、適正に行なわれないならば、それ自体が人権侵害の温床となる。実際に、1990年代には司法の信頼性を失わせるような多くの事件がメディアで報道され、刑事司法改革に対する国民の関心が高まった。たとえば、盗難事件で押収された宝石が捜査機関内で紛失し、

被害者の本国であるサウジアラビアとも外交上の問題になった。また、スパンブリー県で麻薬取引事件の被疑者6人が実況見分中に警察に射殺された事件では、警察は逃亡を企てた犯人と銃撃戦となったという説明にもかかわらず、国内外の批判を受け、アメリカの人権報告書でも「裁判外の処刑」であると非難された。また、外国人旅行者の殺人に関する冤罪事件では、無罪判決まで7年がかかり、長期勾留中に病死するなど被疑者の多くが不幸な結末を迎えた⁽¹³⁾。

憲法による改革は大きく、①裁判実務の改善を求める規定、②刑事事件における被疑者・被告人の権利に関する規定、③刑事補償に関する規定の三つに分けることができる。

第1は、裁判所の実務を対象とするものである。従来、裁判官数の不足などを理由に、2人以上の裁判官が必要な場合でも裁判官が単独で審理および裁判を行なうことが広く認められていた。また、公判期日ごとに裁判官が替わり、判決を作成する裁判官が審理にほとんどかかわっていないこともあった。こうした裁判実務が冤罪事件の温床になったと批判された。また、訴訟数の増加問題に対応するため、特に上訴審での負担を軽減するため、初審裁判所レベルでの事実審理が十分に行なわれるべきことが求められた。憲法236条は、裁判所における審理は、合議体を満たす数の裁判官を必要とし、また、不可抗力などの場合を除いて、審理を行なわなかつた裁判官は、判決を作成することができない、と定めた。

第2に、憲法第8章は、刑事事件の被疑者・被告人の権利に関する多くの規定を盛り込んだ⁽¹⁴⁾。令状による逮捕・勾留。逮捕から48時間以内の裁判所への身柄の引致(237条)、令状による家宅捜索(238条)、迅速な保釈審査、不許可理由の通知(239条)、勾留の違法性審査請求(240条)、迅速・集中的かつ公平な捜査・審理を受ける権利(241条)、弁護士選任・法律扶助(242条)、不利益供述の強制の禁止(243条)などである。これら規定は刑事手続の大きな改革を求めるものである。たとえば、刑事事件の被疑者の逮捕等について、裁判所の令状によるというのは多くの国で認められた刑事司法の基

本原則であるが、タイではこれまで一定の場合には検査官にも令状の発給の権限が認められ、令状主義が形骸化する原因となっていた。憲法は令状の発給が裁判所だけの権限であることを明らかにした。

第3に、刑事事件の証人、被害者ならびに無罪判決を受けた被疑者・被告人の保護・補償等に関する規定が整備された点である。刑事事件における証人および被害者は、法律の定めに従い、国から保護、ふさわしい取扱い、および必要かつ適切な補償を受ける権利を有する(憲243条、244条)。また、ある者が、他の者による犯罪によって生命または身体もしくは精神に被害を受けた場合に、その者が当該犯罪行為に関与せず、および他の方法によってかかる被害の救済を受けられないときは、かかる者またはその親族は、法律の定める条件および手続に従って、国から支援を受ける権利を有する(245条②)。

刑事事件における被告人となり勾留された者が判決によって無罪とされた場合には、相当な補償および費用を受け、ならびに失われたすべての権利を回復される(憲246条)。再審による無罪を認められた場合についても同様の規定がある(憲247条)。これら規定の実施のため、「刑事事件における被害者の補償および被告人の補償および費用に関する法律」が2001年に制定された。

なお、1997憲法や人権保障への関心の高まりを背景に、1990年以降、刑事訴訟手続法典の改正が数次にわたって行なわれてきた。80年代から続けられてきた改正の議論が具体化されたものや、子どもの権利条約への批准に基づき、子どもが被害者、証人である場合の特別の取扱いを定めるための改正が行なわれた。また、検死の透明性を高めるための制度改革も行なわれた。

II 司法裁判所の基本的枠組みと特質

司法裁判所は、憲法または法律で他の裁判所の権限であると定められているものを除き、すべての事件を審理および裁判する権限を有する(憲271

条)。憲法または法律に別段の定めのある場合を除いて、初審裁判所⁽¹⁵⁾、控訴裁判所および最高裁判所の三審制とされている(憲272条)。

司法裁判所の組織に関する詳細は、司法裁判所組織規程(以下、法条参照の際は「裁判所」と略す)によって定められている。裁判所組織規程は、国会制定法であり、現行法は1999年に制定されたものである(34年制定の旧規程は廃止)。

1. 通常裁判所

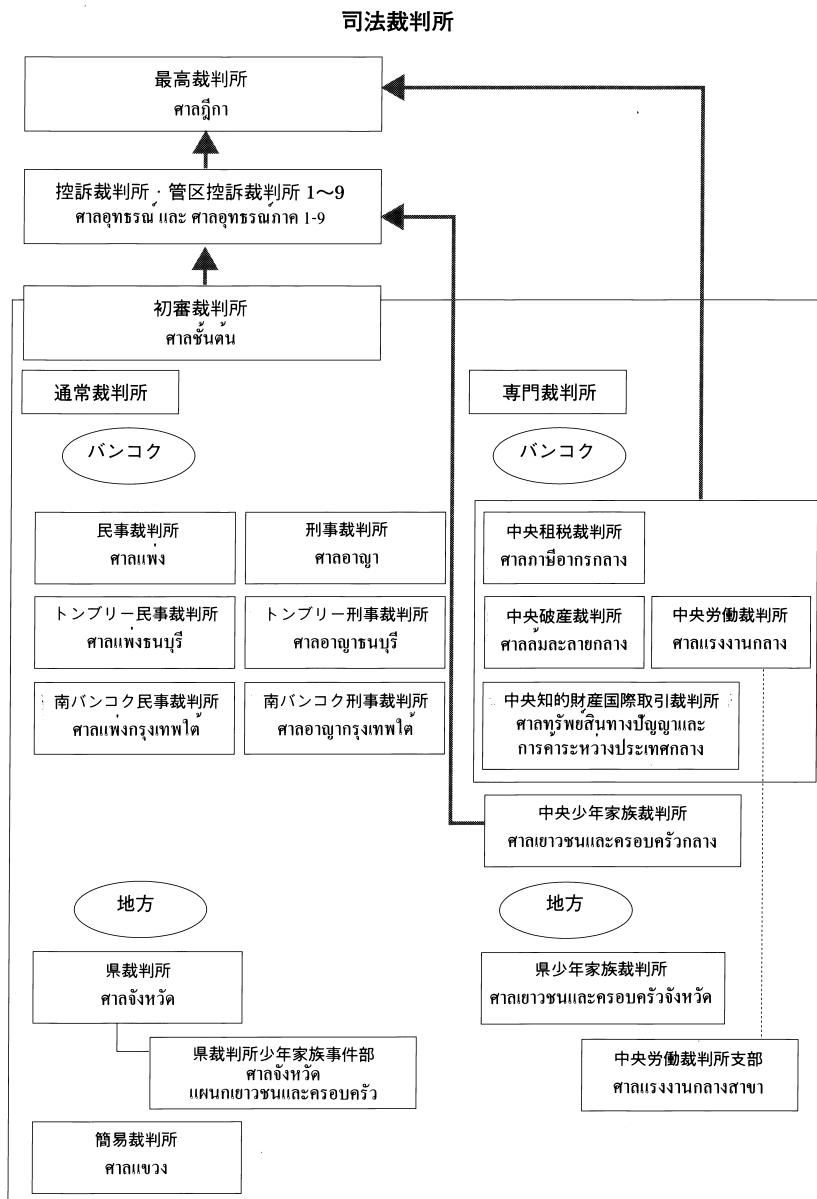
(1) 最高裁判所

最高裁判所(サン・ディカー)⁽¹⁶⁾は終審裁判所であり、首都バンコクに1カ所設置されている。控訴裁判所の判決・命令および専門裁判所(初審裁判所)の判決・命令に関する上訴管轄権を有する(少年家族裁判所は控訴裁判所に控訴を行なう)。専門裁判所からの上訴を処理するため、少年家族事件部、労働事件部、租税部、知的財産・国際取引事件部、破産事件部が設置されている。最高裁の合議体は裁判官3人以上である(裁判所27条)。前述のとおり、政治職在任者刑事事件部が設置されている。

(2) 控訴裁判所

控訴裁判所は、控訴裁判所と管区控訴裁判所からなる(裁判所3条)。管区控訴裁判所は、訴訟数の増加にともなう控訴裁判所の負担を軽減するため、1989年管区控訴裁判所法によって創設された。全国は九つの管区(パーク)に分けられているが、経過措置としてまず第1管区、第2管区および第3管区の管区控訴裁判所がバンコクに設置され、98年になって第4管区から第9管区の管区控訴裁判所も設置された。庁舎の整備に伴い、各管区控訴裁判所の当該管区への移転が進められつつある。

控訴裁判所は、初審裁判所の判決または命令に対する上訴管轄権を有する(裁判所22条)。控訴は、1カ月以内に書面で初審裁判所に対して行なう。訴



訟法による控訴の一般的制限として、訴額が5万バーツを超えない民事事件（民訴224条）または懲役刑が3年を超えるもしくは罰金が6万バーツを超えない刑事事件（刑訴193条の2）は、一定の例外を除いて、事実問題について控訴することができない。

控訴裁判所の合議体は裁判官3人以上とされる（裁判所27条）。

(3) 初審裁判所

初審裁判所は、第一審管轄権を有する裁判所である。司法裁判所組織規程第2条は、初審裁判所とは、「民事裁判所、南バンコク民事裁判所、トンブリー民事裁判所、刑事裁判所、南バンコク刑事裁判所、トンブリー刑事裁判所、県裁判所、簡易裁判所、および設置法によって初審裁判所とされる他の司法裁判所」をいうと定める（裁判所2条）。

「他の司法裁判所」としては、五つの専門裁判所（サーン・チャムナーンピセート）が設置されているが、これについては項をあらためて説明する。2条に列挙された裁判所は、通常裁判所（サーン・タンマダー）と呼ばれることもある。通常裁判所のうち、県裁判所と簡易裁判所は地方に設置される裁判所であり、その他はバンコクに設置されている。簡易裁判所および法律で別段の定めのある他の裁判所を除いて、初審裁判所の合議体は裁判官2人以上である（裁判所26条）。

(a) 県裁判所

県裁判所は、民事および刑事の無制限の第一審管轄権を有する裁判所である。ただし、専門裁判所に専属管轄権が与えられている事件は受理することができない。また、簡易裁判所が管轄権を有する事件は移送しなければならない（裁判所16条）。

県裁判所は各県に少なくとも1カ所設置され、人口や訴訟数等を考慮して一つの県に2以上の県裁判所を置くことができる。県裁判所が県内に1カ所の場合は県全域を管轄区とし、複数ある場合には各裁判所の設置法において管轄区が定められる。現在、全国76県に116カ所の県裁判所が設置されて

いる。

(b) 簡易裁判所

簡易裁判所⁽¹⁷⁾は、少額の民事事件および軽微な刑事事件を扱う初審裁判所である。簡易裁判所は、単独裁判官に認められている権限のみ有する（裁判所17条）。

単独裁判官の権限としては、24条と25条に定められている。

24条に定める権限は、①召喚令状、刑事令状、または人を他県に送りもしくは他県から送らせることを命ずる令状を発給すること、②事件の争点の裁定にはあたらない命令を発することである。

25条に定める権限としては、①すべての事件について裁判所に提出された申立てまたは請求を審査しおよび裁定すること、②保安措置に関して審査および命令を下すこと、③刑事事件において訴因等を審査しおよび命令を下すこと、④係争財産の価額もしくは訴額が30万バーツを超えない民事事件について審理し裁判を下すこと、⑤法律の定める最高刑が3年を超えない懲役もしくは6万バーツを超えない罰金またはその併科である刑事事件の審理および裁判（ただし、6ヶ月を超える懲役もしくは1万バーツを超える罰金またはその併科を超える刑を科すことができない）がある。

要するに簡易裁判所が審理および裁判する権限を有するのは、訴額が30万バーツ以下の民事事件および最高刑が懲役3年以下もしくは罰金6万バーツ以下（またはその両者）の刑事事件に限定されるが、そのほかの事件についても、令状の発給等の権限が認められている。

簡易裁判所では、迅速な審理を目的とするため、口頭での訴えの提起が認められるなど、他の初審裁判所に比べて手続が簡略化されている。

簡易裁判所の歴史は古いが、現在の制度は訴訟増加とともになう県裁判所等の負担を軽減させる目的から1956年の法律で整備されたものである。管轄区は、各裁判所の設置を定める勅令で定められるが、交通事情の改善された今日では簡易裁判所が県全域を管轄するものが多い。

法律上は、すべての県に簡易裁判所を設置すると定めるが、1957年に全国

表1 司法裁判所における訴訟数の推移

(単位：件)

	1996	1997	1998	1999	2000
最高裁判所：継続	4,445	3,666	1,449	1,525	2,876
	新受	9,531	6,317	8,233	11,227
	既済	10,310	8,534	8,157	9,876
控訴裁判所：継続	5,251	7,441	14,731	13,610	16,295
	新受	24,931	31,441	33,271	40,079
	既済	22,741	24,151	34,392	37,175
初審裁判所：継続	101,464	126,042	159,809	209,032	216,578
	新受	773,114	857,718	920,291	869,760
	既済	748,536	823,951	871,068	862,603
					843,127

(注) (1) 初審裁判所には、簡易裁判所、専門裁判所を含む。

(2) 控訴裁判所には、管区控訴裁判所を含む。

(出所) 司法裁判所統計。

に17カ所の簡易裁判所が設置されて以降、2001年末現在でも全国で28カ所（バンコクは7カ所）にとどまる。簡易裁判所の設置が進まなかった理由は、予算上の制約があるなかで、簡易裁判所を設置するほどに訴訟が多くないため、簡易裁判所を設置する代わりに県裁判所において簡易裁判所と同様の手続で審理させる方針に変わったためである⁽¹⁸⁾。1977年簡易裁判所の刑事訴訟手続を県裁判所において適用する法律3条によれば、簡易裁判所が設置されていない県において、県裁判所が該当する事件に簡易裁判所における刑事訴訟手続を適用することを認めた。また、県裁判所、刑事裁判所またはトンブリー刑事裁判所が簡易裁判所の権限内にある事件を受理することを決定したときは、簡易裁判所の刑事訴訟手続が当該事件に適用される（同4条）。

(c) 民事裁判所・刑事裁判所

民事裁判所および刑事裁判所は、バンコクを管轄する初審裁判所である。訴訟数の増加に対応するため、1977年にトンブリー民事裁判所、トンブリー刑事裁判所が、89年に南バンコク民事裁判所、南バンコク刑事裁判所がそれぞれ設置された。

民事裁判所（トンブリー民事裁判所，南バンコク民事裁判所）および刑事裁判所（トンブリー刑事裁判所，南バンコク刑事裁判所）はそれぞれ，他の司法裁判所の権限の下にない，すべての民事事件およびすべての刑事事件を審理および裁判する権限を有する（裁判所19条，20条）。

民事裁判所・刑事裁判所は，かつて県裁判所が未整備の時期には，それぞれ県裁判所が設置されていない県も管轄区としてきた。現行法では民事裁判所，刑事裁判所は，管轄区外で生じた事件についても受理するかまたは他の裁判所に移送することができる。

2. 専門裁判所

特定分野の事件のみを管轄する専門裁判所として，(1)少年家族裁判所，(2)労働裁判所，(3)租税裁判所，(4)知的財産・国際取引裁判所，(5)破産裁判所の5種類の裁判所が設置されている。いずれの裁判所も司法裁判所系統の初審裁判所である。

各専門裁判所の設置法が定める設置の根拠はほぼ共通している。すなわち，当該分野の紛争が特別の性質を有することから，当該分野に知識と経験を有する裁判官および外部の専門家（補助裁判官）に審理・裁判を行なわせ，また，民事訴訟手続法典による手続とは異なる訴訟手続を定めることによって，迅速，公正，適正，効率的な審理を実現しようとするものである⁽¹⁹⁾。

専門裁判所の組織，権限，訴訟手続等は管轄する紛争の種類に応じて異なっているが，共通する特色としては，次の5点をあげることができる。

第1に，（少年家族裁判所を除いて）専門裁判所の判決・命令に対する上訴は最高裁判所に対して行なわれることである。専門裁判所からの上訴事件を審理・裁判するため，最高裁に専門事件部が設置されている。ただし，少年家族裁判所については，通常裁判所と同様に控訴裁判所に対して控訴が行なわれ，また，控訴裁判所，最高裁それぞれに少年家族事件部が設置されて

表2 専門裁判所における事件数の推移

	1997	1998	1999	2000
少年家族裁判所				
民事	4,617	4,746	5,216	5,736
刑事	25,690	29,284	30,672	31,244
知的財産国際取引裁判所				
民事	—	562	618	873
刑事	—	1,640	1,721	2,141
租税裁判所	486	214	219	338
労働裁判所	17,140	23,236	19,513	16,533

(出所) 司法裁判所統計。

いる。

第2の特色は、専属管轄権である。専門裁判所が管轄権を有する事件については他の初審裁判所は受理することができない。

第3に、裁判官の専門性である。専門裁判所では、各分野に知識・理解を有する裁判官が任命される。また、職業裁判官以外の有識者が「補助裁判官」⁽²⁰⁾として審理および裁判に参加する制度が採用されている。一種の参審制としての性質を有している。

第4に、特別の訴訟手続の採用である。専門裁判所は当該分野の事件の特殊性に鑑みて、特別の訴訟手続を採用することで、迅速で柔軟な訴訟手続を実現しようとして、民事訴訟手続法典の適用は補充的となっている。

以下、各裁判所の組織・権限等について整理した後、専門裁判所の特質と問題点について検討する。

(1) 少年家族裁判所

少年家族裁判所の前身は1951年創設の「子ども少年事件裁判所」⁽²¹⁾である。同裁判所は、刑事事件において子どもと少年を大人とは異なる取扱いをすることを目的としている。91年の改組によって、少年事件に関する手続を改善したほか、それまで通常裁判所で扱われていた家族事件についても扱う

こととなった。家族事件が少年に大きく影響を与える問題であることから、通常裁判所ではなく少年家族裁判所で扱わせることにしたものである。根拠法は、91年少年家族裁判所設置および少年家族事件手続法（以下、法条を示す場合は「少」と略す）である。なお、この法律において、子どもは満7歳を超える満14歳を超えない者、少年は満14歳を超える満18歳を超えない者という定義になっている（少4条）。

少年家族裁判には、①中央少年家族裁判所と、②県少年家族裁判所がある。いずれも事項管轄は同じである。中央少年家族裁判所はバンコクに設置され、バンコクと近隣の県を管轄する。県少年家族裁判所は、既設の8カ所の「子ども少年事件裁判所」を改組したもの（少8条①）と、10条1項に基づき個別の法律によって新設されたものがある。少年家族裁判所が未設置の県については、県裁判所内に少年家族事件部を設置することができる（少8条②）。

中央少年家族裁判所の首席裁判官は、国内の少年家族裁判所を指揮監督する。鑑別所などの監督権も従来認められていたが、司法裁判所と司法省の分離にともない司法省に移された（2000年改正）。

中央少年家族裁判所のほか、県少年家族裁判所10カ所、少年家族事件部（県裁判所）19カ所が設置されている。

少年家族裁判所の事項管轄は、次のとおりである（少11条）。

- ① 子どもまたは少年が犯罪の嫌疑を受けている刑事事件
- ② 61条により移送される事件
- ③ 家族事件（子どもまたは少年にかかわる民事事件。民商法典に基づき行なわなければならない裁判上の行為）
- ④ その他法律によって少年家族裁判所の権限と定められる事件

合議体は職業裁判官2人以上と補助裁判官2人で構成される。補助裁判官のうち1人は女性でなければならない（少24条）。補助裁判官は、司法裁判所司法委員会が選出する者のなかから国王が任命する。資格要件（少26条）などは別表のとおりである。補助裁判官の任期は3年で再任が可能である

(少26条②)。

少年家族裁判所の判決・命令に対する上訴は、控訴裁判所の少年家族事件部に対して行なわれ（少121条），上告は最高裁の少年家族事件部に対して行なわれる（少132条，125条）。

（2）労働裁判所

1970年代の民主化運動期に制定された1974年タイ王国憲法は、第212条で「行政裁判所ならびに労働分野および社会分野の裁判所」の設置を定めていた。その後の憲法では労働裁判所に関する規定はおかれてなかったが、「1979年労働裁判所設置および労働事件手続法」（以下、法条を示す際は「労」と略す）によって労働裁判所が設置された。

労働裁判所の目的は次のように述べられている。①労働事件の特質：雇用契約に基づく雇用者と被用者との間の対立、または労働保護法・労働関係法上の雇用者もしくは労働者の権利にかかわる点で、労働事件は通常の民事および刑事事件とは異なっていること。②かかる対立は労働問題に知識と理解を有する裁判官と雇用者側・労働者側の補助裁判官による審理されるべきであること。③かかる事件の処理にあたっては、民事訴訟手続法典上の諸手順を除外することで融通性を高め、審理を「簡便、経済的、迅速、公平かつ公正に」行なうことで、当事者に和解の機会を与え、相互に不審を募らせることがなくともに仕事に戻れるようにすることが必要であること、である。

労働裁判所設置法の起草過程においては、労働裁判所の性格をめぐって、次のような点が議論された⁽²²⁾。

第1に、労働裁判所を他の裁判所と同様に司法省に帰属させるか（司法裁判所とする）、あるいは司法省に帰属させないかが争点となった。司法省以外に属することを主張する根拠は、司法省に所属した場合、労働問題に知識・理解を有する外部の人材を活用することが難しくなるというものであった。これに対して、司法裁判所とすべきという立場からは、司法省以外に属した場合、中立的な機関として国民に受け入れられることは難しく、また、

裁判所がさまざまな省庁に帰属した近代化以前の状態に戻すものであると批判した。結局、労働裁判所は司法裁判所とすることとなった。

第2に、司法裁判所の裁判官以外の者を労働裁判所の裁判官とすべきか否かが問題とされた。裁判官以外の者を参加させる根拠としては、人事異動のある裁判官は労働事件に関する経験を積むことができず、労働問題に知識・理解を有する者が裁判官となる方が労働事件を容易に調停することができるというものであった。これに対する反論は、職業裁判官は、訴訟審理について専門性を有し、独立を保障されていること、裁判官以外の任命は、裁判所の中立性についての国民の信頼を損なうことを主張した。この議論の結果、折衷的に労働裁判所には職業裁判官のほかに、労使双方から選出される有識者・専門家が補助裁判官として審理・裁判に参加することが合意された。

第3に、労働裁判所に刑事管轄権を認めるか否かが争点となった。否定論は、労働にかかる刑事事件が公序にかかるものであること、刑事事件は調停に適しないとしたが、肯定論は、労働保護法・労働関係法違反についての処罰が軽微であること、労働裁判所での和解が可能であること、他の裁判所で審理することによる労使関係の悪化のおそれがあることが主張された。この論争の結果、労働裁判所の刑事管轄権は、草案から削除された。

労働裁判所は、①中央労働裁判所、②管区労働裁判所、③県裁判所の三つに分かれる。中央労働裁判所は、バンコクに設置され、バンコクおよび近郊4県を管轄する（労5条）。管区・県労働裁判所が未設置のため、中央労働裁判所が全国を管轄する。中央労働裁判所支部を地方に設けることで対応している。支部の数は、全国で13カ所になる⁽²³⁾。

労働裁判所の事項管轄は次のとおりである（労8条）。

- ① 雇用契約または労働条件に関する合意に基づく権利義務に関する争訟
- ② 労働保護法または労使関係法に基づく権利義務に関する争訟
- ③ 労働保護法または労働関係法に基づき裁判所における権利行使が必要な場合
- ④ 労働保護法に基づく係官、または労働関係法による労働関係委員会も

しくは労働大臣の裁定に対する不服申立事件

- ⑤ 労働紛争に付随し、または雇用契約に基づく勤務に関係して、雇用者と労働者との間の不法行為原因に起因する事件
- ⑥ 労働関係法に基づき内務大臣が労働裁判所に裁定を求める労働紛争
労働裁判所は、裁判所での手続の開始の前に労働保護法または労働関係法に定める係官に対する申立てまたは手順・手続が完了していることが必要とされている（労8条②）。

労働裁判所がすでに開設された地域では、他の初審裁判所は労働裁判所が権限を有する事件を受理し裁判することができない（労9条）。労働裁判所の権限内にあるかどうか争いがある場合には、中央労働裁判所首席裁判官が裁定を行なう。この裁定は終局的である（労9条②）。

原告は当該地域の県裁判所に対して訴えを提出することができ、県裁判所は中央労働裁判所に速やかにこれを通知しなければならない。中央労働裁判所が受理すると、当該県裁判所において審理および裁判が行なわれる（労60条）。

労働裁判所は、職業裁判官に加えて、使用者側と労働者側の同数の補助裁判官がおかれる（労11条）。補助裁判官の資格要件および退任事由（労16条）は表3のとおりである。

補助裁判官は、使用者側・労働者側それぞれの投票に基づき労働局が提出した双方の名簿から国王が任命する（労14条）。任期は2年で再任が可能である（労14条⑥）。使用者側・労働者側の代表の選出のための基準・手続は司法省令によって定められる（労14条③）。

補助裁判官に任命された者は、労働裁判所、補助裁判官の権限職務、その他規則についての研修を受けなければならない（労14条④）。

労働裁判所の合議体は裁判官および使用者側・労働者側それぞれ同数の補助裁判官によって構成される（17条）。民事訴訟法典の裁判官の忌避に関する規定は労働裁判所の裁判官および補助裁判官に準用される（労19条）。

表3 標助裁判官の資格要件

裁判所	少年家族裁判所	労働裁判所	知的財産・国際取引裁判所
任期	任期3年・再任可能	任期2年・再任可能	任期5年・再任可能
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・満30歳以上 ・子を持つか、子を 持ったことがある こと、または子ど もの福祉・養護に 関する2年以上の 勤務経験 ・研修の受講（裁判 所の目的・裁判官 職務等） ・司法系公務員法に 基づく事務公務員 に要求される資格 要件を満たすこと ・兼業禁止（常任公 務員、政治公務員、 国会議員、弁護士） ・少年家族事件の審 理および裁判を行 なうのに相応しい 性格および行ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ国籍 ・成人 ・当該労働裁判所の 管轄区内の住所／ 勤務先 ・破産者、禁治産者、 準禁治産者でない こと ・確定判決によって 懲役刑を受けたこ とがないこと（過失 ・罪を除く） ・国王を元首とする 民主制の信奉 ・労働保護法／労働 関係法違反行為 (確定判決) で有 罪となった場合、 刑の執行(猶予)か ら2年以上経過し ていていること ・兼業禁止（政治公 務員、政党役員・ 職員、国会議員、 都議会議員／地方 議会議員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ国籍 ・満30歳以上 ・研修の受講（裁判所の 目的・裁判官職務等） ・知的財産または国際取 引についての知識・専 門性 ・行ないが退廃し、また は善良な風俗に反しな いこと ・債務超過に陥ってない こと ・確定判決によって懲役 刑を受けたことがない こと（過失・軽罪を除 く） ・禁治産者もしくは準禁 治産者ではなく、また は精神が錯綜し健全で ない者ではなく、また は身体もしくは精神が 補助裁判官に不適切で はなく、または省令で 定める病気ではないこ と ・兼業禁止（政治公務員、 政党役員・職員、国会 議員、都知事／都議会 議員、地方自治体職員、 地方議会議員、検察官、 警察官、弁護士）

(3) 租税裁判所

根拠法は、1985年租税裁判所設置および租税事件手続法（以下、法条を示す場合は「税」と略す）である。設置の理由は、租税事件が対等ではない私人と国との間の租税の評価および徴収に関する紛争である租税事件の特別の性質から、特別の手続を定めて民事訴訟法典上の手続を除外することが必要であるとする⁽²⁴⁾。

租税裁判所には、①中央租税裁判所と、②県租税裁判所がある。中央裁判所はバンコクに設置され、バンコクと近隣5県を管轄する。経過措置として、民事裁判所に租税事件部が設けられた後、1986年8月7日から中央租税裁判所が活動を開始している。県租税裁判所が未設置のため、中央租税裁判所が全国を管轄している。

中央租税裁判所の長は首席裁判官である。首席裁判官は最高裁長官の許可を得て訴訟手続に関する裁判所規則を制定する権限を与えられている。補助裁判官制度は採用されていない。合議体は裁判官2人以上とされる。

租税裁判所は、民事管轄権のみを有する。事項管轄は、①租税法に基づく係官または委員会の裁定に対する不服事件、②租税債務にかかる国の請求権に関する争訟、③租税還付請求に関する争訟、④保証人などの約定上の権利義務に関する争訟、⑤その他法律で租税裁判所の権限とされる事件である。

租税裁判所の判決・命令に対する控訴は、最高裁の租税事件部に対して直接行なわれるが、租税裁判所による一定の命令（たとえば、勾留命令、保全措置、判決執行など）については通常どおり控訴裁判所に対して行なわれる。

(4) 知的財産・国際取引裁判所

1990年代前半から先進国、特にアメリカとの経済摩擦が生じ、知的財産保護の強化が求められたほか、WTO協定発効にともなう国内制度の整備が求められた。96年の知的財産・国際取引裁判所の設置はこうした要請に対応するものであった。

同裁判所の設置理由は、知的財産および国際取引に関する事件が特別の性質を有することから、当該分野に知識・理解を有する裁判官、ならびに外部の者を審理・裁判に関与させることによって、迅速、効率的かつ適正な審理を行なわせることにある。根拠法は、1996年知的財産・国際取引裁判所設置および知的財産・国際取引事件手続法（以下、法条を示す場合は「知」と略す）。

知的財産・国際取引裁判所には、①中央知的財産・国際取引裁判所（以下、中央裁判所と略す）と、②管区知的財産・国際取引裁判所（以下、管区裁判所と略す）がある。中央裁判所は、バンコクに設置され、バンコクと近隣5県を管轄区とする。管区裁判所が未設置のため、全国を管轄する。

知的財産・国際取引裁判所は、次のような民事および刑事の管轄権を有する（知7条）。

- ① 商標、著作権および特許に関する刑事案件
- ② 刑法典271条～275条に定める犯罪に関する刑事案件
- ③ 商標、著作権、特許に関する民事事件ならびに技術移転契約または実施許諾契約に基づく紛争事件
- ④ 刑法典271条～275条に定める犯罪行為に関連する民事事件
- ⑤ 國際的な商品もしくは通貨の売買交換または國際的な役務提供、國際運送、保険および他の関係する法律行為に関する民事事件
- ⑥ ⑤に定める業務、金銭輸出入、信託およびかかる業務に関する保険に関連して発せられる信用状に関する民事事件
- ⑦ 船舶差押さえ（arrest of ships）に関する民事事件
- ⑧ 外国からの商品または役務提供のダンピングおよび補助に関する民事事件
- ⑨ 集積回路レイアウト、科学的発見、商号、原産地表示、トレード・シークレットおよび植物保護上の紛争に関する民事または刑事案件
- ⑩ 法律が知的財産・国際取引裁判所の管轄内にあると定める民事または刑事案件

⑪ ③～⑩に定める紛争の解決のための仲裁に関する民事事件

少年家族裁判所の管轄内にある事件については知的財産・国際取引裁判所は管轄権をもたない（知7条②）。「知的財産・国際取引事件」は知的財産・国際取引裁判所の専属である（知8条）。

訴えは法律の規定に従って管轄権を有する県裁判所に対して行なうことができ、県裁判所が中央裁判所に通知し、中央裁判所が訴えを受理した場合、当該県裁判所または中央裁判所で審理および裁判を行なうことができる（知47条）。中央裁判所は、必要に応じて県裁判所に紛争の裁定以外の訴訟手続を行なうよう求めることができる。この場合、知的財産・国際取引事件に関する手続が適用される（同条②）。県裁判所は、被疑者・被告の勾留令状または保釈令状を発給する権限をもつ（同条③）が、他の権限については知的財産・国際取引事件規則による。

知的財産・国際取引裁判所は補助裁判官の制度を採用している。補助裁判官の資格要件（知条）、退官事由（知16条）は別表のとおりである。補助裁判官は、知的財産および国際取引の有識者から司法委員会が選出する者から国王によって任命される。任期は5年で再任が可能である（知15条②）。合議体は、2人以上の裁判官と1人の補助裁判官によって構成される。裁判所の判決または命令は多数決による（知19条）。単独裁判官は、公判および判決を除いて審理もしくは命令の発給を行なう権限を有する（知20条）。中央裁判所には、現在六つの裁判組（職業裁判官17人）と補助裁判官40人がおかれていている。

(5) 破産裁判所

破産裁判所の設置の理由は、破産の結果が経済全体に影響を及ぼす点で破産事件は他の民事事件とは異なり、破産法に関する知識・経験を有する裁判官に審理・裁判を行なわせることで審理を迅速かつ公平に行なうことができる、とされる。根拠法は、1999年破産裁判所設置および破産事件手続法（以下、法条を示す場合は「破」と略す）。

破産裁判所には、①中央破産裁判所と、②管区破産裁判所がある。中央破産裁判所はバンコクに設置され、バンコクのみを管轄区とする（破5条）。管区破産裁判所が未設置のため、中央破産裁判所が全国を管轄している。補助裁判官制度は採用していない。

破産裁判所は、破産事件を審理し裁判する権限を有する（破7条）。破産事件とは、「破産に関する法律⁽²⁵⁾に基づく事件で刑事事件でないもの。かかる事件に関連する民事事件を含む」（破3条）と定義される。破産裁判所設置法の草案では刑事事件も対象とされていたが、上院の反対で民事に限定された。破産事件は、破産裁判所の専属とされ（破8条）、他の裁判所との権限に関する問題は最高裁長官が裁定する。この裁定は終局的である（破9条）。

破産裁判所の判決または命令に対する上訴は、言渡しの日から起算して1ヵ月以内に最高裁の破産事件部に対して行なう。

訴訟手続は、破産裁判所設置等法、破産法および19条に基づき中央破産裁判所首席裁判官が定める裁判所規則によって行ない、必要な規定がない場合には民事訴訟手続法典の規定が準用される（14条）。首席裁判官は、「簡便、迅速かつ公平な」審理のため、最高裁長官の許可を得て、裁判所規則を制定する権限を有する（19条）。

3. 専門裁判所の特徴と課題

以上のように専門裁判所では、訴訟の迅速化、適正化または効率化を目的

に他の司法裁判所とは異なった訴訟手続や制度を導入している。こうしたアプローチは非常に有益であると言えるが、いくつかの課題がある。

(1) 管轄権の専属と裁判所へのアクセス

第1の問題は、管轄権の専属と裁判所へのアクセスのバランスをどのようにとるかという問題である。専門裁判所への管轄権の専属の結果、専門裁判所が権限を有する事件は他の初審裁判所は受理することができない。各専門裁判所の設置法では、バンコクにおかれる「中央裁判所」と県または管区を単位として設置される地方レベルの裁判所が設置されると定める。まずバンコクに中央裁判所を設置し、事件数の増加などを判断しながら地方レベルでの専門裁判所設置が進められる。中央裁判所は、バンコクおよびその周辺の県を管轄するだけでなく、経過措置として専門裁判所が未設置の地域についても管轄することが予定されている。実際には地方レベルの専門裁判所の設置は漸進的であり、租税裁判所、知的財産・国際取引裁判所、破産裁判所についてまだ中央裁判所しか設置されていない。専門性の重視が地方における裁判所へのアクセスを低下させるおそれがあるといえよう。かつては県裁判所が管轄してきた破産事件は、破産裁判所の専属管轄となつたため、すべてバンコクにある中央破産裁判所に対して行なわなければならなくなっている。各設置法では、特別の枠組みを定め、こうした問題に対応しているといえる。たとえば、県裁判所を通じて各中央裁判所に対する訴えの提起が行なわれたり、ファックスやビデオ会議などの情報技術の利用を試みたりしている。また、中央裁判所の裁判官が当該県裁判所に出張して審理を行なうなど一種の巡回裁判のような仕組みもある。知的財産に関する事件の場合、知的財産のライセンス契約をめぐる民事事件はバンコクに集中するが、コピー商品の取締まりは地方でも多く、裁判官の出張が多くなっている。

(2) 補助裁判官制度の課題

補助裁判官は、タイの司法制度で最も興味深い制度であろう。補助裁判官

制度を採用しているのは、少年家族裁判所、労働裁判所、知的財産・国際取引裁判所の三つである。補助裁判官は、当該分野における有識者、専門家等のなかから任命され、職業裁判官とともに審理・裁判を行なう権限を有している。各裁判所によって、補助裁判官の資格要件、選出方法、具体的な役割は異なっている。

補助裁判官は常任の公務員ではない。月給は支給されないが、手当、交通費、宿泊費その他の報酬を支給されるが、その額はあまり多くない（少年家族裁判所で500バーツ、知的財産・国際取引裁判所で1000バーツである）。補助裁判官の多くはすでに社会的に成功した人が多く、報酬はあまり問題にならず、むしろ社会的貢献の意識や、社会的地位（国王による任命など）の高さに支えられているといえる⁽²⁶⁾。

少年家族裁判所では、地域の教育関係者、実業家などいわばその地域の名士が多く補助裁判官として参加していて、事件の処理だけでなく、少年家族裁判所や少年院などの運営・活動について支援者団体のような機能も果たしている⁽²⁷⁾。

労働裁判所では、労使双方の団体から補助裁判官が選出されるが、この選出の過程に労働裁判所が関与しない点が大きな問題となっている。2001年5月に中央労働裁判所のチェンマイ支部の補助裁判官が殺害された事件で、後になってその被害者が麻薬に関する犯罪で有罪判決を受けたことが判明した。この補助裁判官は、労働組合側で選出される補助裁判官であった。中央労働裁判所は労働裁判所における補助裁判官の選出に裁判所が関与しないシステムになっていることを指摘するとともに、関係者に補助裁判官の選出にあたって十分な審査を求めるコメントを出している。少年家族裁判所および知的財産・国際取引裁判所では補助裁判官の資格要件として裁判所による研修の受講が要件とされていて、少なくともこの段階で裁判所によるスクリーニングが行なわれる。

もう一つの問題は、補助裁判官の兼業・兼職である。補助裁判官は常任ではないため、本業をもっているのが通常である。また、他の裁判所の補助裁

判官との兼職が禁止されていないため、労働裁判所、少年家族裁判所の補助裁判官を同時に務める者もある。外部の専門化を確保するため補助裁判官の兼職を認めるることはやむを得ない面もあるが、集中審理を行なうとするときに、弁護士、検察官だけでなく、補助裁判官が公判の延期の原因となることもあるようである⁽²⁸⁾。また、労働裁判所、知的財産・国際取引裁判所の補助裁判官では、公務員との兼業禁止規定がない。このため、知的財産・国際取引裁判所の補助裁判官には、商務省知的財産局の公務員も補助裁判官に任命されている。補助裁判官にも裁判官忌避の制度が認められているが、認可等に直接にかかわる公務員が補助裁判官になることの是非には意見が分かれることもある。

補助裁判官の根拠について、各裁判所の設置法は「専門家」を審理・裁判に参加させる点に求めている。少年家族裁判所や労働裁判所では補助裁判官が当該地域の住民であることを法律・実務で条件としているなど、国民の司法制度への参加の一つの形態としても評価する余地があるようと思われるが、この点については今後の検討の課題としたい。

4. 裁判官制度の改革——年功裁判官・裁判所付裁判官

裁判官制度の改革としては、年功裁判官と裁判所付裁判官の制度が新たに設けられたので簡単に紹介する。

(1) 年功裁判官

1997年憲法の経過規定では、憲法発効後2年以内に年功裁判官⁽²⁹⁾制度を実施するための規則を制定すべきことを定めている（憲334条(2)）。同条によれば、満60歳になった裁判官は、当該会計年度が終了した日の翌日から、満65歳となった会計年度の終了の日までの間、年功裁判官として初審裁判所で審理および裁判を行なうことができ、また、かかる者が職務を遂行する能力ありと評価されたときは、さらに満70歳まで在職することができるというも

のである。この規定に基づき、「1999年年功裁判官の任命および在職規則法」が制定されている。この法律によれば、年功裁判官は司法裁判所組織規程25条および26条1項に定める単独裁判官の権限を有するけれども、司法行政上の職、たとえば長官、首席裁判官、裁判所長などの役職につくことができない。実質的な定年延長を行なうと同時に人事の停滞を回避する措置といえる。長く勤務し経験のある裁判官を、事件の出発点である初審裁判所の審理および裁判の質を向上させ、事実問題および法律問題の審理が最初の段階から適正かつ十分に行なわれるようすることによって、上級審での審理もより適正なものとなると考えられている⁽³⁰⁾。

(2) 裁判所付裁判官

裁判所付裁判官は、新たに裁判官になった者について、いわば試用期間を設けたものである。司法系公務員法15条によれば、裁判所付裁判官とは、裁判官補の職にある者で、最高裁長官が司法委員会の承認を得て定める1年以上の期間、事務局による研修を受ける者をいう。研修結果は、司法行政委員会が定める基準に従って評価される。裁判所付裁判官である期間において、不適切と判断されたときは、司法行政委員会および司法委員会の承認を得て、最高裁長官はかかる者を公務から除外し、または司法裁判所職員へと移すことを命じる権限を有する。また、司法裁判所組織規程25条および26条に基づき、裁判所付裁判官の権限は制限されている。たとえば、単独裁判官が行なえる権限のうち、刑事事件における訴因の審査および決定、民事・刑事事件の審理および裁判を行なうことができない（裁判所25条②）。また、簡易裁判所等を除く初審裁判所において、民事および刑事事件の審理および裁判についての合議体は2人以上とされるが、裁判所付裁判官は1人しか認められない（裁判所26条）⁽³¹⁾。

まとめ

以上、裁判所を中心にタイの裁判制度改革を概観してきたが、このほかに訴訟手続⁽³²⁾ や裁判外紛争解決制度⁽³³⁾ などまださまざまな分野において改革が試みられている。

諸改革が実現し、機能していくためには次のような点を考えていく必要があると思われる。

第1に、裁判制度に携わる裁判官、検察官、弁護士、警察官、その他の専門家の意識改革・能力向上が課題となる。

たとえば、行政裁判所の裁判官の多くが裁判官としての経験がなく、スキルの確立が喫緊の課題となっている。また、フランス型の職権主義的な訴訟構造は、一部の専門家を除いて、タイの法律家にとってほとんど馴染みのないものであり、実際の運用においてどのようなルール・慣行が形成されるかも注意深く見ていく必要がある。制度理念が共有されていない社会状況においては、制度が想定とは異なる方向で機能する可能性は少なくない。

第2に、裁判制度改革によって法律家の流動化が見られることは、裁判制度の活性化要因として注目できる。たとえば、司法省と司法裁判所の分離にともない、司法省を動かしていた裁判官の多くは司法裁判所事務局へと移り、それに代わって検察官、警察官、その他の法律家が新たに司法省へと移りつつある。また、行政裁判所の裁判官制度の創設や、裁判官の報酬の大幅な引上げは、多くの法律家を裁判官職へと引きつける要因ともなっている。こうした法律家の移動は、新制度の実施にとって不可欠であり、新たな思考を組織に入れるものとして有益なものであろう。ただし、短期的には、中堅の法律家が抜けることで各省庁の法律起草機能や、大学などの法学教育機能に影響を及ぼすという側面もあることは留意されるべきであろう。

第3に、改革を機能させるために重要な要因としては、第三者による監

重要な要因となってきた。また、憲法により設置された国会オンブズマン、人権委員会、国家不正防止摘発委員会などは司法関係機関も対象としているのであり、これら機関によって司法制度が問題とされる事例も出てくると思われる⁽³⁴⁾。

[注]

- (1) 明治維新による政治体制の変化とともに近代化が行なわれ、江戸時代以前の法制度との断絶が顕著な日本に比べて、国王と王族が中心となって近代化が行なわれたタイでは伝統的な法制度との連続性が相対的に強い。近代的な法令のなかには、19世紀初頭に編纂された三印法典など固有法の「改正」を通じて導入されたものもある。
- (2) 日本人では政尾藤吉が法律顧問としてタイ法制度の近代化に貢献した。香川孝三「政尾藤吉伝——法律分野での国際協力の先駆者——(1)(2)」(『国際協力論集』第8巻3号 2001年 39~64ページ、第9巻1号 2001年 39~66ページ)。
- (3) タイでは仏暦(西暦+543)を使用していて、法律の正式名称でも仏暦が使われるが、本稿では便宜的に西暦で統一した。

政党の党员または役職者とならなかつたこと，⑦選挙委员，国会オンブズマン，人権委员，国家不正防止摘発委員または国家会計検査委員ではないこと。

- (8) 申立権者は，①国會議員。通常の法案については，各院または両院の現有議員総数の10分の1以上の議員。憲法付随法案については20人以上，②首相（憲262条）。
- (9) 委員会の組織や手続については，1999年裁判所間の権限職務の裁定に関する法律を参照。
- (10) 政治家である司法大臣との間で対立が生じることはあった。たとえば，1991年には最高裁長官などの定年に乘じて司法大臣が裁判官人事に干渉を加えようとしたことに対して裁判官による強い反対行動が行なわれた。経緯については，司法権の独立のためのワーキング・グループ編『司法省100年史 司法権の独立のための闘争 1991年7月～1992年3月』[タイ語] 1992年。
- (11) タイ語では裁判官に相当する語は2種類あり，司法裁判所ではブーピパークサー（直訳すると判決する者）が，憲法裁判所・行政裁判所ではトゥラーカーンが用いられている。本稿では，便宜的に両者をともに裁判官と訳す。司法委員会の原語はいずれの裁判所についてもカナカンマカーン・トゥラーカーンである。トゥラーカーンは司法・裁判も意味する言葉である。なお，司法・正義（justice）に相当するのはユッティタムである。
- (12) 司法ダトは，イスラム法上の問題について裁定を下す特別の裁判官をいう。タイ南部4県の県裁判所では，両当事者がムスリムである家族・相続事件にはイスラム法が適用され，その場合には職業裁判官のほかイスラム法の専門家である司法ダトが審理に参加する。ただし，司法ダトの権限はイスラム法上の問題についての裁定に限定される。タイのイスラム法については，大村泰樹「タイ国モスレム・マイノリティーとイスラム法の適用」（『アジア社会の民族慣習と近代化政策』敬文堂 1992年）289～307ページ。
- (13) キッティポン・キッティヤラック『変化の線上の司法手続』[タイ語] 1998年 14ページ。
- (14) 憲法第3章「タイ人の権利および自由」にも刑事司法にかかわる規定が含まれている。たとえば，生命・身体の自由（31条），拷問，残虐な刑罰等の禁止（同②），法律による権限に基づく逮捕・勾留等（同③），刑事罰の不遡及（32条），刑事事件の被疑者・被告人の無罪の推定（33条），住居の不可侵（35条）がある。
- (15) 英文では First Instance Court（第一審裁判所）と訳されることもある。本稿では原語に近い初審裁判所を用いることとする。
- (16) 直訳すると上告裁判所である。旧法では，かっこ書きでサーン・スーンスット（=最高裁判所）と併記されていたが，現行法ではサーン・ディカード

けになっている。訳語としては最高裁判所を用いることとする。

- (17) 原語はサー・クウェーン。「クウェーン」(地区)は行政区分であるが、今日では簡易裁判所の配置の単位としての意味はない。管轄権が少額の民事事件または軽微な刑事事件に制限されていることから、ここでは簡易裁判所と訳すこととする。英文でも Small Claims Court と訳されることがある。
- (18) チュムポーン・ジャントラニップニソムサック・ジャットクラブアンポン『司法裁判所組織規程』[タイ語] 第10版 2001年 70ページ。同書は、裁判所制度に関する基本書である。第10版から執筆者としてサムサックが加わった。
- (19) 行政裁判所も同様の考え方に基づくといえるが、司法裁判所とは独立の裁判所系統であり、ここでいう専門裁判所には含まれない。
- (20) 原語はペーピパークサー・ソムトップ。「ソムトップ」とは「付け加える、加勢する」という意味をもつ(富田竹二郎『タイ日大辞典』日本タイクラブ1997年)ので、本稿では補助裁判官と訳すこととする。英文名称としては associate judge が用いられている。
- (21) 根拠法は、1951年子ども少年事件裁判所設置法と1951年子ども少年事件手続法(ともに91年に廃止)。
- (22) 労働裁判所設置法の起草過程については、ジャムラット・シェーマジャー『労働裁判所および労働事件手続』[タイ語] 第2版 1981年 1~11ページ。
- (23) 中央労働裁判所の支部の所在地は次のとおり。①チェンマイ、②ソンクラー、③プーケット、④サムットプラカーン、⑤タンブリー、⑥ラヨーン、⑦プラチュアップシリカン、⑧ナコンサワン、⑨ナコンラーチャシーマ、⑩ウドンターニー、⑪ウボンラーチャターニー、⑫チョンブリー、⑬スラターニー。
- (24) 租税裁判所に関しては、チュムポーン『司法裁判所……』111~115ページ。
- (25) 現行法は、1940年破産法(最終改正99年)。98年の改正で会社更生手続が導入されている。破産事件には会社更生手続も含まれる。
- (26) チュムポーン『司法裁判所……』160ページ。
- (27) 補助裁判官が実際の紛争処理過程においてどのような役割を果たしているか法文だけでは必ずしも明らかではなく、実証的な研究が必要であろう。たとえば、筆者が傍聴を認められたある少年事件では、50年代の女性の補助裁判官が被告人の少年だけでなく、その母親に対しても日常的な言葉で諭す場面が見られた。
- (28) ワット・ティンサミット『知的財産国際取引裁判所法』[タイ語] 1997年 18ページ(注38)。

- (29) 年功（アーウソー）は、裁判官の昇進等の順序を決定する重要な基準であるが、裁判官となった年次だけでなく、試験成績等も考慮して決まる。
- (30) チュムポン『司法裁判所……』53～54ページ。
- (31) 同上書 52ページ。
- (32) 裁判所へのアクセスの改善の手段として、消費者保護法および取引競争法では、被害を受けた消費者に代わって消費者団体が訴訟を提起する団体訴権の制度が認められている。この制度は、消費者団体の認定に必要な省令の制定が行なわれなかつたため長らく活用されなかつたが、2000年になって最初の消費者団体が認定を受けており、今後、具体的な事例が出てくることが期待される。消費者保護法の概要については、今泉慎也「タイの消費者法の展開と法的枠組み」（小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所 2001年）。
- (33) 司法裁判所では調停プログラムの整備が進められている。現在は、裁判官が調停人となっているが、裁判官以外の調停人を育成する方向で準備が進められている。
- (34) 国家人権委員会の弁護士出身のある委員は、とりわけ地方において、警察官、検察官、裁判官に人権保護の意識が希薄であると批判し、人権侵害状況の調査対象として、司法制度を含めていくことを表明している。また、国会オンブズマンによれば、国民からの苦情申立てには、警察や内務省にかかわるものが多いという（いずれも2001年11月の筆者のインタビューによる）。